

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和6年4月分から令和7年3月分までの国民年金保険料の月額が16,980円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めることができるほか、クレジットカードによる納付や口座振替もあります。

所得が少ないときや失業などにより保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除・納付猶予の申請手続きをお願いします。

国民年金保険料免除・納付猶予制度について

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一事故による障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、未納のままにしないで、国民年金保険料免除・納付猶予制度の手続きを行ってください。

第1号被保険者の免除制度

所得が少なく本人、世帯主、配偶者の前年の所得が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

免除される額は全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

学生納付特例制度

20歳以上の学生が申請し承認されると、保険料の納付が卒業まで猶予される制度です。学生納付特例を受けるには、大学や短大専修学校など各種学校に在学し、学生本人の前年の所得が一定額以下であることが条件です。

納付猶予制度

20歳から50歳未満の第1号被保険者が申請し承認されると、保険料の納付が猶予される制度です。納付猶予を受けるには、本人、配偶者の前年の所得が一定額以下であることが条件です。

申請手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ・学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証
- ・失業などを理由にする場合は「雇用保険受給資格証」や「離職票」など

令和6年度分の免除申請の受け付けは7月1日から開始され、令和6年7月分から令和7年6月分までの期間を対象として審査を行います（学生は4月1日より受け付けが開始され、令和6年4月分から令和7年3月分までの期間が対象となります）。

なお、申請日より原則2年1か月前までさかのぼって免除申請をすることができますので、複数年度の申請を希望される場合は、年度ごとの申請書の提出が必要です。

申請先・問合せ 税務住民課戸籍グループ ☎ 2940

住民サービス課住民サービスグループ ☎ 2411